

社会福祉法人つばみ会
理事 監事 報酬規程

本規定は、定款第二三条の規定により、理事・監事の報酬を定めるものである。

(報酬等の額の算定方法)

第一条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 60 万円以内とする。

第二条 この法人の全監事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。

(報酬額)

第三条 理事会、評議員会への出席その他理事又は監事の職務を行ったとき出席の理事と監事に対して、以下の額を報酬として支払う。

1回につき 12,000 円

2 理事会への報酬支払いの際には、法定所得税を預かるものとする。

(監事監査 報酬額)

第四条 監事監査に出席した監事に対して、以下の額を報酬として支払う。

1日 12,000 円

2 報酬支払いの際には、法定所得税を預かるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第五条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人つばみ会定款

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。